

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月19日
【会社名】	コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールディングス株式会社
【英訳名】	Coca-Cola Bottlers Japan Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 カリン・ドラガン
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 兼 最高財務責任者 ビヨン・イヴァル・ウルゲネス
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 カリン・ドラガンおよび代表取締役副社長 兼 最高財務責任者 ビヨン・イヴァル・ウルゲネスは、当社および連結子会社ならびに持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備および運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。

なお、内部統制は内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止または発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループは、当事業年度の末日である2025年12月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価手続の概要については、全社的な内部統制の整備および運用状況を評価し、当該評価の結果を踏まえ、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本要素が機能しているかを評価いたしました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、財務報告に対する金額的および質的影響の重要性ならびに発生可能性を考慮し、当社および連結子会社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ合理的に決定しております。なお、金額的および質的影響の重要性ならびに発生可能性の観点から僅少であると判断した連結子会社および持分法適用会社については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは飲料の製造・販売を主たる事業内容としており、各事業拠点の規模を表す指標として、売上収益（連結会社間取引消去後）が妥当であると判断しております。その上で、売上収益（連結会社間取引消去後）のおおむね3分の2を満たすように選定を行った結果、売上収益（連結会社間取引消去後）のおおむね90%を占める1社を「重要な事業拠点」といたしました。また、選定した重要な事業拠点においては、企業の事業内容に大きく関わる勘定科目である、売上収益、売掛金、棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点も含めた範囲について、重要性の大きい特定の取引または事象に関する業務プロセス（販売機器関連、原価計算、販売手数料等）や見積りや予測をとともう重要な勘定科目に係る業務プロセス（税効果計算、固定資産減損等）を財務報告への影響を勘案して、評価対象に追加いたしました。

なお、全社的な内部統制の結果が良好でない項目がある場合には、関連する事業拠点を評価範囲に含める必要がありますが、当事業年度の全社的な内部統制の評価結果は開示すべき重要な不備項目はなく良好であったため、評価範囲に追加した事業拠点ははありません。また、長期間にわたり評価範囲外としてきた拠点について、金額的および質的影響の重要性ならびに発生可能性の観点から検討した結果、評価範囲に含める必要はないと判断しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年12月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。